

市第97号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 号イの表中

2,200円	2,500円
3,400円	3,800円
4,600円	5,200円
2,000円	2,200円
3,100円	3,600円
4,300円	4,900円
200円	220円
3,900円	4,500円
20円	22円
12円	13円
3,900円	4,500円
83円	94円
120円	130円

180円	を	200円	に、
240円		270円	
350円		400円	
470円		540円	
830円		940円	
1,200円		1,300円	
2,400円		2,700円	
850円		1,000円	
3,100円		3,600円	
1,700円		2,000円	
1,700円		1,900円	
3,900円		4,500円	
310円		370円	
850円		1,100円	

「

420円

」を「

500円

」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例別表第 2 第 1 号イの規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付した使用料に係る使用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市公園条例別表第 2 第 1 号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

公園の占用に係る使用料を改定するため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第 2（第 16 条第 1 項）

(1) 使用料の基本額

（ア省略）

イ 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する者の納付すべき使用料

種	別	単 位	金 額
電柱その他これに類するもの（支線、支柱及び支線柱を含む。）	第 一 種 電 柱	1 本 1 年につき	<u>2,500円</u> 2,200円
	第 二 種 電 柱		<u>3,800円</u> 3,400円
	第 三 種 電 柱		<u>5,200円</u> 4,600円
	第 一 種 電 話 柱		<u>2,200円</u> 2,000円
	第 二 種 電 話 柱		<u>3,600円</u> 3,100円
	第 三 種 電 話 柱		<u>4,900円</u> 4,300円
	そ の 他 の 柱 類		<u>220円</u> 200円
鉄塔		1 平方メートル 1 年につき	<u>4,500円</u> 3,900円
電線	共架電線その他上空に設ける線類	1 メートル 1 年につき	<u>22円</u> 20円
	地下電線その他地下に設ける線類		<u>13円</u> 12円
変圧塔		1 基 1 年につき	<u>4,500円</u> 3,900円

水道管、下水道管、 ガス管その他これら に類するもの	外径が0.07メートル未満 のもの	1メートル 1年につき	<u>94円</u> 83円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>130円</u> 120円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>200円</u> 180円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>270円</u> 240円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>400円</u> 350円
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>540円</u> 470円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>940円</u> 830円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		<u>1,300円</u> 1,200円
	外径が1メートル以上の もの		<u>2,700円</u> 2,400円
道路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽等で地 下に設けられるもの	1平方メートル 1年につき	<u>1,000円</u> 850円	
標識	1本 1年につき	<u>3,600円</u> 3,100円	
橋、道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1平方メートル 1年につき	<u>2,000円</u> 1,700円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1基 1年につき	<u>1,900円</u> 1,700円	
公衆電話所	1基 1年につき	<u>4,500円</u> 3,900円	
天体、気象又は土地観測施設及び非常災害者収容 施設	1平方メートル 1年につき	<u>370円</u> 310円	
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートル 1箇月につき	<u>1,100円</u> 850円	
(省 略)			

市第 97 号

その他の占用	1 平方メートル 1 箇月につき	<u>500円</u> 420円
--------	---------------------	---------------------

(備考、ウ、エ、第 2 号及び第 3 号省略)